



## 滞在ビザの切り替え

移民部では諸事情を考慮し、正当な事由のある外国人に対しその滞在ビザを、例えばノービザまたは観光ビザからノンイミгранトビザに切り替えてくれます。但し同じノンイミгранトビザのカテゴリーの変更はできません（NON IMMIGRANT B からロングステイへの切り替えを除く）。ノンイミгранト（O）、ノンイミгранト（B）への切り替え共に所轄の各県移民部で行います（2015年3月より）。許可となれば、滞在期限は認可日より90日間となり、その間にワークパーミットを取得したり、1年ビザを申請します。切り替えに必要な書類の一例は以下の通りです。

ノービザ又は観光ビザから、ノンイミгранトビザカテゴリーBに切り替えるための必要書類

1. 所定の申請用紙（書式 TM86, TM87）
2. パスポート
3. 写真（4 cm × 6 cm / 2 葉、背景白色のみ可）
4. 会社からの申請理由書（役職、学歴、職歴の説明）
5. 雇用契約書（労働省所定）
6. 営業許可証 写し
7. 会社登記証明書（6ヶ月以内）：認証謄本原本
8. 株主名簿（6ヶ月以内）：認証謄本原本
9. VAT登録書（書式 ポーポー20,09,01）写し
10. 最新の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）：税務局の認証を要する
11. 法人税申告書（書式 ポーゴードー50）及び領収書：税務局の認証を要する
12. 卒業証明書、職歴証明書：日本大使館とタイ国外務省の認証を要する
13. タイ人スタッフの個人所得源泉徴収書（書式 ポーゴードー01）及び領収書：最新3ヶ月分：税務局の認証を要する
14. 事務所の写真（事務所内及び外観）：7～10葉位
15. 会社所在地の地図
16. B.O.I.認可企業であればB.O.I.からの奨励認可書 写し

### ■ 条件

- 申請時点で滞在残存期間が21日以上を要します。
- 申請時にご本人の面接があります。
- 申請する会社は、ビザ切り替え申請人を雇用することが前提のため、雇用に適した会社の条件（資本金、タイ人スタッフ等）を具備していること。

### ■ 所要期間

- 約21日以内